

保険料の計算

$$\text{24・25年度の保険料額} = \text{均等割額 (43,510円)} + \text{所得割額 (総所得金額など - 330,000円) × 8.55\% (所得割率)}$$

保険料額は、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、1人当たりの上限額は年間55万円です。

保険料の減額・減免

後期高齢者医療保険料の減額・減免制度には、次のものがあります。

種類	対象者	減額・減免内容
所得状況に応じた減額 (均等割額)	4月1日現在の世帯状況において、被保険者全員が年金収入80万円以下かつ年金以外の所得がない世帯	均等割額を9割減額 (減額後均等割額4,351円)
	4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計が33万円以下の世帯	均等割額を8.5割減額 (減額後均等割額6,526円)
	4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+24万5千円×(世帯主でない被保険者数)以下の世帯	均等割額を5割減額 (減額後均等割額21,755円)
	4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+35万円×(被保険者数)以下の世帯	均等割額を2割減額 (減額後均等割額34,808円)
所得状況に応じた減額 (所得割額)	「後期高齢者医療被保険者」本人の総所得金額などの合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方	所得割額を5割減額
被扶養者だった方への 保険料の特例措置	後期高齢者医療の被保険者になる前日に会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方(これまで自分で保険料を払っていなかった方)	均等割額を9割減額 (減額後均等割額4,351円) 所得割額は課せられません
被災	災害により著しい損害を受けた方	災害の程度に応じて減免
所得激減	事業の廃止や失業などにより、収入が著しく減少した方のうち、総所得金額などが一定額以下の方	所得減少の程度に応じて減免

保険料の納付方法

保険料の納付方法には、受給している年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の2通りがあります。納付方法ごとの対象者は右表のとおりです。
※納付書で納付する方には「後期高齢者医療保険料期別納付書」を送付します。

●納付方法の変更について

納付方法を特別徴収から口座振替による普通徴収に変更することができます。変更を希望する場合は、事前に届け出が必要です。

※8月1日(木)までに申請すると、10月から口座振替に変更できます。

申請に必要なもの 保険証、預金通帳、通帳で使用している印鑑

▼後期高齢者医療保険料の納付方法一覧表

対象者	納付方法
①年金の額が年間18万円未満または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える方	普通徴収
②所得の変動などにより、保険料額が変更された方 ※23年度中に保険料額が変更された方で、上記の①以外の方は、原則として10月から特別徴収となります。	普通徴収
③特別徴収に該当する方で、普通徴収へ変更を希望した方。また、希望により口座振替の申し出をした方	普通徴収 (口座振替)
④上記の①②③以外の方	特別徴収

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、高齢の方が安心して医療を受け続けられるようにするための医療制度です。ここでは、後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新や、今年度の保険料額などについてお知らせします。

申請・問合せ先 保険年金課医療担当

1 8月から保険証が変わります

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新

現在、後期高齢者医療保険に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日で使用できなくなります。8月1日から使用できる保険証を7月下旬に簡易書留郵便で送付します。受け取る時に、署名または押印が必要です。また、配達時に不在の場合は、郵便受けなどに「不在通知書」が投函されますので、記載された方法で受け取りを行ってください。

※保険証は住民票に記載された住所に送付され、転送されません。送付先を変更したい方は、事前に届け出が必要です。

保険証についての注意事項 ①保険証の貸し借りはできません ②コピーした保険証は使用できません

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	平成25年 7月31日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	性別	男
住所	名古屋市東区泉一丁目6番5号		
見本			
氏名	広域 太郎		
生年月日	大正15年 7月26日	発効期日	平成20年 4月 1日
資格取得日	平成20年 4月 1日	交付日	平成24年 8月 1日
一部負担金の割合	1割		
保険者番号	3 9 2 3 4 0 0 0		
保険者名	愛知県後期高齢者医療広域連合		

▲後期高齢者医療被保険者証の見本
(8月1日から使用できるものは色が若草色)

ん ③保険証を無くした場合などは再交付の届け出をしてください。

その他 ①保険証の色が、オレンジ色から若草色に変わります ②負担割合（1割または3割）は前年所得に応じて毎年決定しています。保険証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。

●基準収入額適用申請

負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入によっては、申請をすることで負担割合が1割に変わる方もいます。前年の収入が次のいずれかに該当すると思われる方は申請してください。

申請により1割となる方

- ①後期高齢者医療被保険者が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満
- ②後期高齢者医療被保険者が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満
- ③後期高齢者医療被保険者（世帯内に1人で収入が383万円以上）と同一世帯内にほかの健康保険に加入している70～74歳の方がいる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満

申請に必要なもの 保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、確定申告書の控えなど収入が確認できる書類

医療費の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

後期高齢者医療制度には、医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になるとと思われる方は申請してください。

※既に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、24年度も引き続き非

課税世帯の方には、新しい認定証を7月下旬に郵送しますので申請は不要です。

対象 24年度の市民税（23年所得）が非課税世帯の方

申請に必要なもの 保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、過去1年間の入院日数の分かる領収書など（90日を超えている方のみ）

2 24・25年度の保険料額が決まりました

保険料額は、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」などを送付し、お知らせします。

福祉医療制度のお知らせ

福祉医療制度とは、健康の向上と福祉の増進のため、市内在住で、下記の一定条件を満たす方に対して、保険診療で受診した医療費の自己負担額（食事代を除く）を助成する制度です。

各種医療費の対象者については下表のとおりですので、該当する方は申請してください。母子家庭等

医療以外の各種申請・変更手続きは、各支所生活課でもできます。

保険証と印鑑（スタンプ印を除く）以外に申請に必要なものや助成内容の詳細については、お問い合わせください。

申請・問合せ先 保険年金課医療担当

医療制度	受給対象者	その他
子ども医療	中学3年生（15歳到達の年度末）までの方	小学校就学時に障害者医療や母子家庭等医療の対象となる方は該当医療制度に移行します。移行手続きを行ってください。
障害者医療	小学校就学から64歳までで次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1～3級（腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級を含む）の方 ②療育手帳AまたはB判定の方 ③自閉症状群と診断された方 ④戦傷病者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳1～3級の方と療育手帳A判定の方で、65歳から74歳までの間に後期高齢者医療保険へ移行しない場合は福祉医療制度が使えなくなります。
	65歳から74歳までで次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級の方 ②療育手帳B判定の方 ③自閉症状群と診断された方 ④戦傷病者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳1～3級の方と療育手帳A判定の方で、後期高齢者医療保険に加入した方は後期高齢者福祉医療の対象となります。移行手続きを行ってください。
母子家庭等医療	次のいずれかに該当する方（児童が18歳到達の年度末まで） ①母子（父子）家庭の母（父）と児童 ②父母のいない児童と、父母のいない児童を扶養している配偶者のいない養育者	扶養している人数に応じて所得制限があります。新規・更新申請は保険年金課でのみ受け付けます。
精神障害者医療	64歳以下で精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方	65歳から74歳までに後期高齢者医療保険へ移行しない場合は福祉医療制度が使えなくなります。
	74歳以下で次のいずれかに該当する方 ①障害者自立支援法の支給認定による自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた方 ②入院を伴う精神障害の診療を受けている方	75歳以上の方は後期高齢者福祉医療の対象となります。移行手続きを行ってください。
後期高齢者福祉医療	65歳以上で後期高齢者医療保険に加入し、次の福祉医療制度に該当する方 ①障害者医療 ②精神障害者医療	移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	75歳以上で母子家庭等医療に該当する方	—
	75歳以上の市民税非課税世帯で次のいずれかに該当する方（同一敷地内に親族がいる方や、別世帯の親族の市民税扶養控除対象者を除く） ①単独世帯でお住まいの方（ひとり暮らしの方） ②要介護認定4以上（ねたきり・認知症の方）で3か月以上経過している方	—

※受給中に住所や健康保険証の変更があった場合は、必ず届け出をしてください。

各種受給者証の更新手続きなどのお知らせ

1 後期高齢者福祉医療費

受給者証の更新手続き

後期高齢者福祉医療費受給者証（㊦と書かれた藤色の受給者証）の有効期限が24年7月31日までとなっている方は、7月上旬に申請書を郵送しますので、更新の手続きを行ってください。7月末までに通知が届かない方は、お問い合わせください。

申請期間 7月11日(水)～13日(金)、17日(火)～20日(金)
申請方法 申請書、申立書に必要事項を記入の上、指定する日に直接保険年金課または各支所生活課へ。詳しくは通知書をご覧ください。
問合先 保険年金課医療担当

2 母子家庭等医療費

受給者証の更新手続き

母子家庭等医療費受給者証の一斉更新を行います。受給者証を持っている方には通知しますので、手続きを行ってください。7月末までに通知が届かない方や、受給資格があっても受給者証を持っていない方は、お問い合わせください。

申請期間 7月23日(月)～28日(土)
申請場所・問合先 保険年金課医療担当

●夜間受け付け
日時 7月27日(金) 午後5時～9時
場所 市役所多目的室B C
●休日受け付け
日時 7月28日(土) 午前9時～午後3時（各支所は正午まで）
場所 市役所多目的室B C、各支所会議室

3 国民健康保険（国保）

高齢受給者証の負担割合の再判定

70歳以上で国保に加入している方の医療費の負担割合を、前年所得に応じて1割または3割に再判定し、新しい高齢受給者証を7月末に送付します。

8月1日以降、医療機関などで受診する際には、保険証と新しい高齢受給者証（色は白色）を提示してください。今までの受給者証（色は薄だいたい色）は使用できません。

●基準収入額適用申請

負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入が次のいずれかに該当する方は、申請をすることで負担割合が1割に変わる方もいます。該当する方は

は申請書を送付しますので申請してください。
①70歳以上の国保に加入している方が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満
②70歳以上の国保に加入している方が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満
③70歳以上の国保に加入している方の収入が383万円以上で、同一世帯の後期高齢者医療制度に加入している方との収入の合計額が520万円未満

申請・問合先 保険年金課国民健康保険担当

医療費の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

外来・入院共に個人単位での同一医療機関の医療費の自己負担額が一定の金額までとなる「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方は事前に申請してください。

※既に認定証をお持ちの方には更新の案内を7月下旬に郵送します。

認定対象者

▶限度額適用認定…①70歳未満で、国保税に未納

がなく、税申告をしている世帯の方 ②70歳以上の方で市民税非課税世帯の方

▶標準負担額減額認定…市民税非課税世帯の方
申請に必要なもの 保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、高齢受給者証（所有者のみ）、現在お持ちの認定証（所有者のみ）、過去1年間の入院日数の分かる領収書など（90日を超えている方のみ）

申請・問合先 保険年金課国民健康保険担当

デマンド型乗合タクシーの愛称を募集

市では、10月から公共交通空白地の解消や高齢者など交通弱者の交通手段を確保することなどを目的に、デマンド型乗合タクシーを運行します。みんなでつくり、支えるデマンド型乗合タクシーになるよう、親しまれる愛称を募集しますので、ぜひご応募ください。

応募資格 どなたでも応募できます。ただし、1人につき1点に限ります。

賞 ▶特選…1人 ▶入選…2人

※同一作品多数の場合は抽選で決定します。

応募期限 7月31日(火)

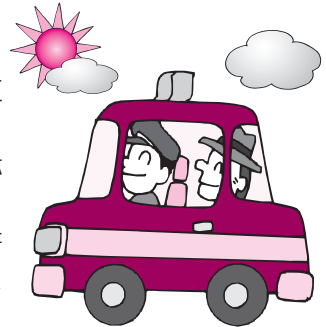
※当日消印有効。

応募・問合せ先 ①愛称 ②愛称の説明 ③住所 ④

氏名 ⑤年齢 ⑥性別 ⑦電話番号 ⑧職業または学校名を記入の上、直接またはファクス、郵送、Eメールで交通対策課交通対策担当 (FAX57・1314 / 〒445-8501住所不要 / ☒koutu@city.nishio.lg.jp) へ。

注意事項

- ①一般のタクシーと区別するため「〇〇タクシー」という愛称は避けてください。
- ②採用された愛称の著作権などの諸権利は市に帰属します。



今からでも遅くない！家族を守る食事術～こんな料理をたべさせたい～

男女共同参画社会の実現に向けて活動している市民グループ「ばらネット」のセミナーです。どなたでも参加できます。

日時 8月18日(土) 午後2時～3時30分

場所 働く婦人の家講義室

内容 正しい食の知識と、おいしい料理レシピを学びます。

定員 80人(先着順)

参加料 無料

講師 マルチ料理研究家 伊藤華枝氏

申込・問合せ先 セミナー名・住所・氏名・電話番号を電話またはファクス、Eメールで市民協働課市民協働担当 (FAX57・1317 / ☒kyoudou@city.nishio.lg.jp) へ。

▶伊藤華枝氏：(株)ハンナプロジェクト代表取締役。「食・栄養健康」を総合的に研究する全日本で活躍中のマルチ料理研究家



市文化事業 山崎直子講演会「宇宙・人・夢をつなぐ」

日時 9月15日(土) 午後1時開場、1時30分開演

場所 一色町公民館ホール

入場料 500円(全席自由)

※就学前のお子さんは入場できません。

入場券販売開始日 7月10日(火)

販売場所 岩瀬文庫、文化会館、一色町公民館、吉良町公民館、幡豆公民館、おしろタウンシャオのインフォ

メーション

その他

- ①車いす席を利用する方は入場券購入時にお申し出ください。
- ②託児を希望する場合は事前予約が必要です。
- ③入場券販売開始日に限り、1人5枚までの購入制限があります。

問合せ先 文化振興課庶務担当 (☎56・6660 / 岩瀬文庫内)



▲元JAXA宇宙飛行士 山崎直子氏

2012西尾キャンペーンレディが決まりました

市の観光をPRする「2012西尾キャンペーンレディ」の選考会が5月13日に行われ、選考の結果、4人が決まりましたので紹介します。今後は西尾祇園祭をはじめ、市内外のさまざまな観光イベントに参加します。
 問合せ先 市観光協会（商工観光課内）

かめしまあやの
亀島綾乃さん
 (24)



①碧南市②会社員③友人の紹介で、楽しそうだなと思っていました④ダンス⑤チョコレート、納豆⑥面白い人⑦白い肌、身長⑧かめ⑨抹茶⑩景色がきれいなので

八ツ面山⑪このたびは、西尾キャンペーンレディに選んでいただき大変うれしく思います。私自身知らない事も多くあるので、勉強しながら皆さまに西尾市の良いところを伝えていきたいと思えます。皆さまに愛されるキャンペーンレディになれるよう1年間笑顔で頑張ります。よろしくお願ひします。

①蒲郡市②会社員③会社で勧められて応募しました④ショッピング⑤果物、和菓子、ケーキ⑥優しい人⑦笑ったときに見える前歯⑧そのまま「りえ」です⑨飲食店が多い⑩みどり川の桜⑪社会人になってから縁



さかいりえ
酒井梨絵さん
 (27)

が深くなった西尾市のPRをさせていただけるということで、大変光栄に思っています。西尾市に住んでいる人に比べたら、知らない事がたくさんあると思いますが、これから勉強して少しでも皆さまのお役に立てたらと思います。1年間よろしくお願ひします。



たなかふみの
田中文野さん
 (18)



①西尾市②大学生③地元である西尾市での交流をもっとしてみたかったからです④ランニング、料理⑤アイス、リンゴ、チョコレート⑥尊敬できる人⑦笑顔⑧ふーちゃん⑨抹茶!!⑩一色さかな広場⑪西尾市に生まれ育ち、西尾市にはたくさんの思い入れがあります。この1年、いろいろな人に出会ったり体感したりしながら、自慢できる日本一がたくさんある故郷のPRができることを楽しみにしています。皆さんに好かれるキャンペーンレディになれるよう笑顔と元気で頑張ります。

①名古屋市②大学生③前年度のキャンペーンレディの方が楽しそうだったから④料理、映画鑑賞⑤チョコレート⑥優しい人⑦笑顔?⑧高校生のときは「みーちゃん」と呼ばれていました⑨抹茶♡⑩これからたくさん勉強します☆⑪西尾キャンペーンレディとして1年間活動させていただけることを大変光栄に思っています。西尾市の魅力をたくさんの方に知ってもらえるよう精いっぱい頑張ります。まだまだ未熟者ですが、1年間どうぞよろしくお願ひします。



あきともみさき
秋元美咲さん
 (21)

【記載事項】①出身地／②職業／③応募した動機／④趣味／⑤好きな食べ物／⑥好きな異性のタイプ／⑦チャームポイント／⑧ニックネーム／⑨西尾といえば?／⑩西尾のお勧め観光スポットは?／⑪抱負や目標